

事業名：国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業

令和6年4月12日に公表した要求水準書(案)に対する
意見回答書

令和6年4月30日

国土交通省 四国地方整備局

国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に対する意見回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
1	要求水準書(案)	9	1	22	3)	事業費確定に係る資料の提出	「事業者は、事業費確定に係る資料を、本施設の引渡予定日の2年前までに、四国地方整備局に提出するものとする。」とありますが、本施設の引渡予定日が令和14年3月頃予定のため、その2年前の令和12年3月頃までに提出が必要とのことで、令和12年3月頃までに工事完了という理解でよろしいでしょうか。その場合、その時点では施工中で未確定部分が多いと想定されるため、引渡予定日の半年前もしくは1年前等に提出期限を遅らせることは可能でしょうか。もしくは、工事期間の設定を施工完了から引渡しまで1年間程度確保する事業期間としていただきたきますようお願い致します。	原案のとおりとします。
2	要求水準書(案)	13	2	1	(14)	緊急対応	災害等の事象では、現地への移動や設計業務担当者の被災状況などにより、指示を受けても対応できないことも想定されます。本件は「指示」ではなく、「現地踏査、検討及び調査等の対応を協議する場合がある」に変更をお願いします。	原案の通りとします。
3	要求水準書(案)	60	6	1	(3)	業務実施体制	「…各業務を総括する維持管理責任者を設置し、四国地方整備局に通知すること。…」とありますが、必要な資格についてご教示お願い致します。	維持管理責任者に求める資格要件はありません。なお、業務の実施に当たっては、法令上必要な有資格者を適正に配置してください。
4	要求水準書(案)	61	6	1	(4)	提出書類	2)業務報告書について、電線共同溝管理台帳の作成及び修正の提出時期が、「業務開始後速やかに」とありますが、「業務開始後速やかに」とは具体的な期間があればご教授お願い致します。	具体的な期間設定はありません。
5	要求水準書(案)	64	6	4	(2)	要求水準	1)「…各占有者の入線完了の都度、入構状況を確認し、電線共同溝管理台帳を更新して報告すること。」とありますが、個々の占有者がそれぞれ入線が完了する毎に電線共同溝管理台帳を更新するという理解でよろしいでしょうか。その場合、抜柱までの入線は各占有者が頻繁に行うため、台帳更新の頻度は協議の上、決定するようにしていただきますようお願い致します。	ご理解の通りとします。